

平成29年度決算に係る財政的援助団体等監査結果の概要

平成31年1月22日
鳥取県監査委員

鳥取県監査委員は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成29年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び監査意見を、財政的援助団体等監査結果報告書（以下「監査結果報告書」という。）に取りまとめ、知事及び関係機関に提出するとともに、平成31年1月22日付けの鳥取県公報により公表します。その概要は下記のとおりです。

監査委員：こばやしたかのり 小林敬典、ゆぐちなつみ 湯口夏史、やまねともひろ 山根朋洋、うちだひろみち 内田博長、さかのけいさぶろう 坂野経三郎

記

1 監査対象団体及び監査実施団体

(1) 監査対象団体及び監査実施団体選定の基準

監査の実施に当たり、次の基準で監査対象団体及び監査実施団体を選定した。

出資団体	県が、資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人について監査対象とし、原則として3年に1回実施。 ただし、指定管理者となっている団体については、2年に1回実施。
指定管理者	県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体について監査対象とし、原則として3年に1回実施。
補助金等交付団体	県が、原則として、国の補助事業と県の単独事業を合わせ全体として補助金等を1,000万円以上交付している団体又は県の単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体について監査対象とし、その中から抽出して実施。

注)「補助金等」とは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助をいう。

(2) 監査対象団体数及び監査実施団体数

()内は前年度

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数
出 資 団 体	33 (33)	16 (8)
指 定 管 理 者	12 (12)	4 (4)
補助金等交付団体	230 (258)	20 (27)
合 計	275 (303)	40 (39)

注) 団体数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

2 監査実施期間

平成30年8月1日から同年11月13日まで

3 監査の結果

監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものについて、監査委員の協議により、次のとおり処置（指摘又は注意）することを決定した。

(1) 処置の件数

(単位：件、(団体))

区 分	指 摘	注 意	合 計	監査実施団体数
平成29年度決算に係る監査結果	10(6)	84(27)	94(29)	40
平成28年度決算に係る監査結果	6(4)	63(21)	69(21)	39
平成27年度決算に係る監査結果	5(4)	70(29)	75(29)	41
平成26年度決算に係る監査結果	3(3)	62(25)	65(27)	50
平成25年度決算に係る監査結果	2(2)	59(19)	61(21)	50

(注) 合計欄の()の団体数は指摘又は注意に該当する団体数であり、重複分を除いているため合計団体数とはならない場合がある。

(2) 処置の内容

ア 指 摘

不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くものと認めた**指摘事項**については、その内容、監査実施団体名及び所管課名を監査結果報告書に掲載し、鳥取県公報等に公表した。また、関係する部局長に対して、今後適切な取扱い又は改善を行うこととともに、該当する団体に改善を促すことを文書により通知した。

イ 注 意

不適正の度合いが指摘に至らない比較的軽易なものとして認めた**注意事項**については、関係する部局長に対し、是正し又は注意することとともに、該当する団体に改善を促すことを文書により通知した。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの

○ 処置の事項別内訳

区 分	29年度決算に係る監査結果			28年度決算に係る監査結果			27年度決算に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	0	0	0	0	0	2	2	4
収 入	1	0	1	0	3	3	0	2	2
支 出	1	8	9	0	2	2	0	9	9
契 約	3	34	37	2	24	26	1	21	22
補 助 金	3	18	21	1	12	13	2	9	11
工 事	0	2	2	0	0	0	0	0	0
財 産	1	3	4	2	7	9	0	12	12
そ の 他	1	19	20	1	15	16	0	15	15
合 計	10	84	94	6	63	69	5	70	75

○ 指摘事項（10件）の内訳

（1）監査実施団体に対する指摘事項（7件）

区分	件数	事由	団体名
支出	1	支出負担行為の遅延（6か月以上）	公益財団法人鳥取県産業振興機構
契約	2	予定価格調書の作成なし （100万円以上）	鳥取県住宅供給公社
		経理規程に反する契約業務	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
補助金	2	他団体からの実績報告書の受理の遅延 （6か月以上）	公益財団法人鳥取県体育協会
		他団体からの実績報告書の記載不備	
財産	1	規定に基づかない物品販売手数料の徴収	
その他	1	役員退職手当の未規定	
合計	7		4団体

（2）県所管課に対する指摘事項（3件）

区分	件数	事由	所管課
収入	1	調定なし（5万円以上）	福祉保健部 健康医療局医療政策課 （独立行政法人国立病院機構米子医療センターへの補助金に係るもの）
契約	1	契約書に定める事項の未実施	地域振興部 スポーツ課 （公益財団法人鳥取県体育協会への業務委託に係るもの）
補助金	1	交付要綱の不備	元気づくり総本部 元気づくり推進局参画協働課 （公益財団法人とっとり県民活動活性化センターへの補助金に係るもの）
合計	3		3機関

【指摘事項の内容】 …… 別記「指摘事項の内容」のとおり

○ 注意事項（84件）の内訳

区分	件数	事由
支出	8	支出金額・科目の誤り、年度区分の誤り 等
契約	34	契約書の未作成、見積書の徴取不足、契約書の記載内容の不適正 等
補助金	18	実績報告書の記載内容誤り、関係書類の保存不備 等
工事	2	境界の確認不足、規程に定める検収の未実施
財産	3	固定資産台帳の記載不備、県からの借受物品に係る亡失の未報告 等
その他	19	財務諸表・財産目録の記載不備 等
合計	84	

(別記) 指摘事項の内容

○ 監査実施団体に対する指摘事項 (7件)

内	容									
<p>【支出事務】</p> <p>1 支出負担行為 (契約伺) の手続遅延について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 団 体 名 : 公益財団法人鳥取県産業振興機構 <p>[</p> <ul style="list-style-type: none">・ 財政支援の種別 : 出資・指定管理・補助・ 所 管 課 : 産業振興課 <p>]</p> <p>平成29年度研修業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概 要 説 明 : 団体の財務規程では、支出の原因となる契約をしようとするときは、支出負担行為書により決裁を受けることとなっているが、契約は別伺いにより締結し、同時に行うべき支出負担行為伺書の起案が遅延していた。・ 契 約 金 額 : 1,685,700円・ 契 約 日 : H29. 6. 20・ 支出負担行為の決裁日 : H30. 1. 5・ 遅 延 日 数 : 6か月15日 <ul style="list-style-type: none">・ 不適正の原因 : 団体の担当者及び上司の財務規程についての確認不足・ 指摘の考え方 : 支出負担行為の事務手続きが著しく遅延しているもの										
<p>【契約事務】</p> <p>2 契約に係る予定価格調書の未作成について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 団 体 名 : 鳥取県住宅供給公社 <p>[</p> <ul style="list-style-type: none">・ 財政支援の種別 : 出資・補助・ 所 管 課 : 住まいまちづくり課 <p>]</p> <p>円護寺・船磯・望町団地分譲地除草作業に係る委託契約外1件について、予定価格調書を作成していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概 要 説 明 : 団体の会計規程では契約は県会計規則の例によることとなっているが、設計額が100万円を超える委託業務について予定価格調書を作成していなかった。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><thead><tr><th style="text-align: center;">業 務 名</th><th style="text-align: center;">契約形態</th><th style="text-align: center;">設計額</th></tr></thead><tbody><tr><td>円護寺・船磯・望町団地分譲地除草作業</td><td>随意契約</td><td style="text-align: right;">1,098,360円</td></tr><tr><td>県営住宅樹木剪定委託 (1工区)</td><td>随意契約</td><td style="text-align: right;">1,342,440円</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">・ 不適正の原因 : 団体の担当者及び上司の会計規程についての確認不足・ 指摘の考え方 : 予定価格に関する事務が不適正で1件100万円以上のもの		業 務 名	契約形態	設計額	円護寺・船磯・望町団地分譲地除草作業	随意契約	1,098,360円	県営住宅樹木剪定委託 (1工区)	随意契約	1,342,440円
業 務 名	契約形態	設計額								
円護寺・船磯・望町団地分譲地除草作業	随意契約	1,098,360円								
県営住宅樹木剪定委託 (1工区)	随意契約	1,342,440円								

【契約事務】

3 予定価格の未決定及び見積依頼と契約手続の同時施行について

・団体名：公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

〔 ・財政支援の種別：出資・補助
・所管課：経営支援課 〕

農地図面作成業務委託契約（単価契約）について、予定価格を決定していなかった。また、見積依頼に際して、契約書の送付を併せて依頼していた。

- ・概要説明：委託業務の内容から契約の相手方が特定の1者に限定される委託契約において、見積書の提出依頼と併せて、契約額の決定前にもかかわらず契約予定単価の記入された契約書の提出を依頼していた。また、支出予定額が100万円以上であるにもかかわらず予定価格を決定していなかった。
- ・契約の相手方：A連合会
- ・支出予定額：1,500,000円
- ・契約額：4,860円/枚（税込）
- ・契約日：H29. 5. 25
- ・委託期間：H29. 5. 25～H30. 3. 31
- ・不適正の原因：団体の担当者及び上司の財務規程についての認識不足
- ・指摘の考え方：契約の事務手続きが適正でないもので重大なもの

【補助金事務】

4 補助事業の実績報告書の受理遅延について

・団体名：公益財団法人鳥取県体育協会

〔 ・財政支援の種別：出資・指定管理・補助
・所管課：スポーツ課 〕

鳥取県体育協会競技力向上対策事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。

- ・概要説明：期限内に提出するよう補助事業者へ催促すべきであったが、年度末まで催促をしていなかった。
- ・補助事業者：団体B
- ・補助金額：497,680円
- ・事業完了日：H29. 7. 13
- ・実績報告書提出期限：H29. 8. 12
- ・実績報告書受理日：H30. 3. 26
- ・遅延日数：7か月14日
- ・不適正の原因：団体の担当者及び上司の進行管理不足
- ・指摘の考え方：補助事業者からの実績報告書の受理が著しく遅延しているもの

【補助金事務】

5 補助事業の実施内容が記載されていない実績報告書の受理について

・団体名：公益財団法人鳥取県体育協会

〔 ・財政支援の種別：出資・指定管理・補助
 ・所管課：スポーツ課 〕

鳥取県体育協会競技力向上対策事業費補助金について、交付額の算出根拠となる事項が記載されていない実績報告書を受理していた。

- ・概要説明：指導者報償費については13名分が補助対象とされていたが、指導者が参加した講習会の実施日及び指導時間等、交付額の算出根拠となる事項について、5名分の実績が全く記載されていない実績報告書を受理し、**対象事業の遂行状況を確認しないまま補助金の額を確定していた。**
- ・補助事業者：(一財) C
- ・補助額：232,100円 (46,420円×5人分)
- ・実施期間：H29. 5. 3～H29. 8. 31
- ・不適正の原因：団体の担当者及び上司の確認不足
- ・指摘の考え方：補助金事務が著しく不適正なもの

【財産事務】

6 指定管理施設の利用許可に伴う規定に基づかない売上手数料の徴収について

・団体名：公益財団法人鳥取県体育協会

〔 ・財政支援の種別：出資・指定管理・補助
 ・所管課：緑豊かな自然課 〕

指定管理施設の利用許可に伴う物品販売について、規定に基づくことなく販売業者から売上手数料を徴収していた。

- ・概要説明：夏の高校野球地区予選大会の期間中、都市公園条例第8条（以下「条例」という。）に基づく施設の利用許可を行った。さらに、同条の許可を得たものは条例第9条により物品販売許可は不要にもかかわらず、入場者の利便性を向上させることを目的に別途清涼飲料水の販売許可を重ねて行っていた。団体は不要な物品販売許可を根拠として、**販売業者から請書を徴し、物品販売の売上げの一部を手数料として収入していた。**
- ・許可期間：H30. 7. 14～25
- ・手数料：55,326円（総売上の8%）
- ・不適正の原因：団体の担当者及び上司の条例等についての認識不足
- ・指摘の考え方：財産管理事務が著しく不適正なもの

【その他事務】**7 役員の退職手当の支給基準の未規定について**

・ 団 体 名：公益財団法人鳥取県体育協会

〔 ・ 財政支援の種別：出資・指定管理・補助

・ 所 管 課：スポーツ課

〕

役員の退職手当について、支給の基準を定めていなかった。

・ 概 要 説 明：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条の規定では、公益認定を受けるに当たって、理事等の報酬等の支給の基準を定めていなければならないが、団体の**評議員及び役員の報酬に関する規程の中で、退職手当について規定していなかった。**

・ 不適正の原因：団体の担当者及び上司の規程についての認識不足

・ 指摘の考え方：法人運営業務が著しく不適正なもの

○ 県所管課に対する指摘事項（3件）

内	容		
<p>【収入事務】</p> <p>1 補助金の仕入控除税額相当額の返還事務の未処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 体 名：独立行政法人国立病院機構米子医療センター <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政支援の種別：補助 ・ 所 管 課：医療政策課 </div> <p>鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金に係る返還額（仕入控除税額に対応する額）について、調定（返還通知を行うための手続）を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概 要 説 明：団体は平成29年度に平成28年度補助金に係る仕入控除税額の確定報告を行っていたが、県は補助金返還の手続きをしていなかった。 			
(内訳)	(単位：円)		
事 業 名	補助金 確定額	補助金返還 相当額	法人の 報告年月日
看護師等養成所運営事業	18,398,000	26,722	H29.7.12
看護師等養成所施設・設備整備運営事業	816,000	2,209	H29.7.12
急性期医療充実施設設備整備事業	5,000,000	13,540	H29.7.12
新人看護職員研修事業	637,000	853	H29.7.12
地域医療連携研修会開催支援事業	2,396,000	7,138	H29.7.12
在宅歯科診療設備整備事業	297,000	804	H29.7.12
看護教育教材整備事業（病院）	1,568,000	4,246	H29.7.12
看護教育教材整備事業（学校）	3,220,000	8,720	H29.7.12
合 計	32,035,000	64,232	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正の原因：県所管課の担当者及び上司の会計規則等についての認識不足 ・ 指摘の考え方：収入事務が適正でないもので重大なもの（合計額5万円以上） 			

【契約事務】

2 契約書に定める指示等の未実施について

- ・ 団 体 名：公益財団法人鳥取県体育協会

- ・ 財政支援の種別：出資・指定管理・補助
- ・ 所 管 課：スポーツ課

競技力向上対策事業に係る委託契約について、契約書に定める指示及び方針を示していなかった。

- ・ 概 要 説 明：契約書に添付されている競技力向上対策等事業実施要綱では、**県は対象事業の詳細については、別に指示するものとし、また、対象事業の執行に当たっては、あらかじめ県が指示した方針に基づいて事業を執行するものと規定されている。**
しかし、県はこれら事業の根幹をなす主要な事項について、書面によるなどの明確な指示を行っていなかった。
- ・ 契 約 日：H29. 4. 1
- ・ 委 託 期 間：H29. 4. 1～H30. 3. 31
- ・ 委 託 金 額：330,071,000円（うち競技力向上対策事業の内訳額：221,577,000円）
- ・ 不適正の原因：県所管課の担当者及び上司の契約書についての認識不足
- ・ 指摘の考え方：委託契約に関し適正でないもので重大なもの

【補助金事務】

3 補助金交付要綱への仕入控除税額相当額の取扱い未規定について

- ・ 団 体 名：公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

- ・ 財政支援の種別：出資・補助
- ・ 所 管 課：参画協働課

クラウドファンディング運営費補助金について、補助金交付要綱に消費税等に係る仕入控除税額に対応する額の減額に関する事項を規定していなかった。

- ・ 概 要 説 明：補助金交付要綱に消費税等に係る仕入控除税額に対応する額の減額または返還に関する規定がなく、**相当額が過払いとなっていた。**
団体は、当該補助対象経費に係る消費税等の取扱いについて、仕入控除税額に算入していた。
- ・ 交付決定額：1,944,000円
- ・ 額の確定額：1,820,500円（A）
- ・ 仕入控除税額：134,851円（ $A \times 8/108$ ）
- ・ 不適正の原因：県所管課の担当者及び上司の補助金等交付規則等についての認識不足
- ・ 指摘の考え方：補助金事務が著しく不適正なもの

4 監査意見

監査の結果、財政的援助団体等の運営等に関して重要と認められる次の4項目5件について、監査委員の意見として提出する。

1 指定管理に係る事業報告書及び指名による委託料余剰金について

(1) 指定管理に係る事業報告書について

**総務部（所管課：行財政改革局資産活用推進課）、
地域振興部、生活環境部（所管課：文化政策課、スポーツ課、緑豊かな自然課）**
・ **監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（指定管理：童謡館）、
公益財団法人鳥取県体育協会
（指定管理：布勢総合運動公園、武道館）、
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
（指定管理：米子コンベンションセンター）**

本県においては、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、指定管理者に毎年度終了後30日以内に、管理施設の管理に係る経費の収支状況（以下「収支状況」という。）等を記載した事業報告書を提出させることとし、県と指定管理者は、施設の管理運営に関する協定書の標準例（以下「協定書標準例」という。）第10条と同内容の協定を締結していることが認められた。

また、条例第9条第2項の規定により、事業報告書の提出があったときは、県はその内容を速やかにインターネットを利用して閲覧に供する方法等により公表するものとされているところである。

しかし、今回の監査において、指名による指定管理者からの事業報告書のうち収支状況が期限を超過して提出されており、このため事業報告書の公表も大幅に遅れている事例が散見された。

その背景として、条例所管課において「収支状況」は指定管理施設の管理に係る日々のお金の出入りの記録・まとめをいうものであり、受託法人としての指定管理委託料に関する決算（以下「決算」という。）ではないと解する一方、各施設所管課において「収支状況」とは「決算」を指すものと解している状況が認められた。

このため、各施設所管課において、指定管理者の決算が確定するのを待って収支状況の提出を受け、一部は事業報告書の公開の遅れとなっている実情があることが認められた。

については、条例第9条の規定に基づき、各協定書第10条により明記されている事業報告書の提出が期限内に行われ、その内容の公表が速やかに行われるよう徹底されたい。

(2) 指名による委託料余剰金について

総務部（所管課：財政課、行財政改革局資産活用推進課）、
地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部（所管課：文化政策課、ス
ポーツ課、ささえあい福祉局福祉保健課、緑豊かな自然課、産業振興課）

- ・ 監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（指定管理：童謡館）、
公益財団法人鳥取県体育協会
（指定管理：布勢総合運動公園、武道館）、
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
（指定管理：米子コンベンションセンター）、
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
（指定管理：福祉人材研修センター）、
公益財団法人鳥取県産業振興機構
（指定管理：とっとりバイオフロンティア）

指名による指定管理委託については、協定書標準例第21条第4項各号に該当する額（以下「指定管理委託料余剰金」という。）を返納させることとし、県は、指定管理者から事業報告書の提出を受けた場合においては、委託料の額を確定し指定管理者に通知することを協定書標準例第21条第3項と同内容で（一部の協定については準じて）各指定管理者と協定を締結していた。

各協定書に定める指定管理委託料余剰金は、地方自治法第208条の規定に定める会計年度及びその独立の原則に基づき、出納整理期間内に「歳出入」として返納させるべきところ、翌年度の「雑入」として返納されており、一部は出納整理期間経過後に納付されているものがあった。

その背景として、1つには、条例所管課と各施設所管課において（1）に記載したとおり「収支状況」の運用及び解釈に齟齬がある状況が認められた。

また、条例所管課では、協定書標準例第21条は単に補助金交付の要件を定めたものであって、条例上は決算に関する計算書等は提出不要であり、別途一般的な会計に関する諸規定に則して額の確定等所要の手続をすべきであると解釈している一方で、各施設所管課において協定書第21条の規定は、収支状況と決算を同内容として調整の上提出させた上で、委託状況の適否と額の確定を一体的に確認することにより額の確定等の事務を行うべきことを定めたものとして運用している状況が認められた。

さらに、指定管理委託料余剰金のうち、一定の割合を指定管理者が設ける基金に積み立てるための補助金として交付する制度を平成19年度6月補正予算において創設した際、その財源とするため、平成18年度から平成20年度を対象として指定管理委託料余剰金を雑入として返納させる取扱いとした総務部長通知が発出されていた。

このため、各施設所管課においては、平成21年度以降の指定管理委託料余剰金についてもこれに準じて出納整理期間の内外にかかわらず会計上の区分を翌年度の雑入として返納していたことが確認された。

については、指定管理委託料余剰金が法令の規定に従って適正に扱われるよう徹底されたい。

2 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について

福祉保健部（所管課：ささえあい福祉局福祉保健課）

- ・ **監査対象：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会**
（指定管理：福祉人材研修センター）

鳥取県立福祉人材研修センター（以下「福祉人材研修センター」という。）は、社会福祉に関わる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図ることを目的として設置した施設である。

現在は、指定管理者である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が管理を行っており、平成31年度以降も5年間、引き続き県社協が指定管理を行うことが決定している。

平成30年10月に実施した監査において、現地を確認したところ、1階の福祉体験交流プラザには、利用者が福祉を体験し、交流するためのスペースとして、福祉関連の図書や映像資料の他、車いす体験コースやバリアフリー住宅のモデルルームなどが設置されていた。

モデルルームを含む福祉用品の展示コーナーに関しては、平成23年に改修された後、福祉用品の開発や福祉関係の住宅リフォーム事業の需要拡大に伴う多様な供給主体の参入により、器具や製品の開発・改良が大幅に進むとともに、これらを必要とする方が実際に試用・体験する場も格段に拡大されていることから、設立・改修時の目的を終えつつあると考えられる。

こうした状況を勘案すると、展示設備等を更新することも活用策のひとつではあるが、スペースが広大であることを考慮すると、利用状況を的確に把握し、現在のニーズに応じたより効果的な活用策も検討していくべきではないかと思われる。

については、県内における福祉用品の試用・体験が可能な場所を把握した上で、福祉用品展示コーナーやモデルルームの必要性を含め、福祉体験交流プラザのスペースのより有効な活用について、利用者のニーズや指定管理者の意見を踏まえて、中期的な課題として検討を行われたい。

3 福祉人材研修センターの修繕費用の負担について

福祉保健部（所管課：ささえあい福祉局福祉保健課）、
総務部（所管課：財政課、営繕課、行財政改革局資産活用推進課）
・ 監査対象：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
（指定管理：福祉人材研修センター）

指定管理施設に係る修繕については、施設により経過年数及び規模に応じた修繕費の上限（以下「基準額」という。）を設定し、管理運営に関する協定書で県と指定管理者の責任分担を定めている。

福祉人材研修センターの場合、1件当たり250万円未満の修繕については指定管理者が負担し、それ以上の修繕は県が負担することとされており、指定管理者が必要と判断したもののほか、県が施設の管理上必要と判断したものについても、県の指示により指定管理者が修繕を行うこととされている。

県は、「鳥取県県有施設中長期保全計画」に基づき、施設の長寿命化等を図ることとしており、福祉人材研修センターにおいても県が非常用発電設備改修工事を行うなど随時対応しているところである。

しかしながら、協定書に定める修繕の責任分担において、県と指定管理者の修繕の基準額は定められているものの、緊急性の高い修繕や基準額に近い修繕が同時期に複数重なった場合、協議事項とすることが規定されていないため、場合によっては適時に修繕が行われないことも考えられる。

この場合、福祉人材研修センターの利用者に対するサービスの低下だけでなく、施設の長寿命化に反する事態に繋がることも懸念される。

こうした事態は、他の指定管理施設においても、同様のことが起こり得るのではないかと懸念される。

については、緊急性が高く複数の修繕が集中した場合など、指定管理者において迅速な対応が困難な状況が生じた際には、修繕費の基準額にかかわらず、必要に応じて県で柔軟な対応を行うことができるよう、取扱方針を示すなど指定管理施設が適切に管理されるよう検討されたい。

4 鳥取県高等学校文化連盟の業務に従事する職員の負担軽減について

教育委員会（所管課：高等学校課、教育人材開発課）

・ **監査対象：鳥取県高等学校文化連盟（補助金）**

鳥取県高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）は、県内の高等学校における文化活動の健全な発展を図ることを目的として設置されている任意団体である。

実施している事業としては、鳥取県高等学校総合文化祭の開催や全国高等学校総合文化祭への生徒の参加の支援などを行っている。

高文連の事務局は、県の中部及び西部の高等学校（私立を除く。）により、2年ごとの持ち回りとされ、各学校には部門別に高文連の専門部が置かれている。

現在の事務局は県立米子南高等学校にあり、事業の執行は県の会計規則等に準じて行われる必要があり一定の知識が求められることから、事務局体制は教員1名が事務局長、事務長が幹事の任務につき、その他、高文連の自主財源により職員を1名雇用して事務の補助に当たっている。

また、高文連の業務は、県教育委員会の定める「県費外会計等取扱ガイドライン」に基づき、本来の学校業務と併せて行うことが認められているところである。

しかし、学校の事務分担表では、事務長には高文連の会計に関することと記載されていたが、担当の教員には分掌業務として明示されていなかった。

今回の監査においては、各専門部において見積書を徴取することなく契約をしていた事例など、不適正な契約手続等をしているものがあつた。

さらに、諸会議の開催などの渉外業務は事務局長（教員）が行い、会議資料の作成や各専門部への指導などの主体的業務は幹事（事務長）が担当していたが、本来の学校業務に加えて高文連の業務も行っており、各専門部への指導が十分に行えていない状況が見受けられた。

県は、平成30年3月に鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン（以下「カイゼンプラン」という。）を策定し、教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組に着手しているところであるが、このカイゼンプランの運用に当たっては、本来の学校業務と併せて行われている業務についても十分に留意すべきである。

ついては、県は、事務局を受け持った学校の職員に過重な負担とならないよう、カイゼンプランの運用に当たっては、高文連の事務について位置付けを明確にするとともに事務局のあり方についても検討されたい。

(参考)

平成29年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	団体名	財政支援の種別			監査 実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	(公財)とっとり県民活動活性化センター	○		○	H30.10.18	元気づくり総本部 元気づくり推進局参画協働課
2	智頭急行(株)	○			H30.10.25	地域振興部 交通政策課
3	(学)鳥取家政学園			○	H30.10.29	地域振興部 教育・学術振興課
4	(学)矢谷学園			○	H30.10.30	地域振興部 教育・学術振興課、 福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課
5	(公財)鳥取童謡・おもちゃ館	○	○	○	H30.10.26	地域振興部 文化政策課
6	鳥取県総合芸術文化祭実行委員会			○	H30.10.30	地域振興部 文化政策課
7	鳥取県文化団体連合会			○	H30.10.29	地域振興部 文化政策課
8	(公財)鳥取県体育協会	○	○	○	H30.11.1 ~11.2	地域振興部 スポーツ課、 生活環境部 緑豊かな自然課
9	鳥取県ライフル射撃協会		○		H30.8.1	地域振興部 スポーツ課
10	(公財)とっとりコンベンションビューロー	○	○	○	H30.10.18	観光交流局 観光戦略課、 地域振興部 文化政策課
11	(株)円形劇場			○	H30.10.22	観光交流局 まんが王国官房
12	(社福)鳥取県社会福祉協議会		○	○	H30.10.23	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉保健課
13	(社福)鳥取県厚生事業団		○	○	H30.10.24 ~10.25	福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課、 ささえあい福祉局長寿社会課
14	(社福)鳥取県ライトハウス			○	H30.10.29	福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課
15	(学)米子幼稚園			○	H30.11.13	福祉保健部 子育て応援推進局子育て応援課
16	(一社)鳥取県東部医師会			○	H30.10.12	福祉保健部 健康医療局医療政策課
17	(医)同愛会			○	H30.10.26	福祉保健部 健康医療局医療政策課
18	(独)国立病院機構米子医療センター			○	H30.10.22	福祉保健部 健康医療局医療政策課
19	(公財)鳥取県食鳥肉衛生協会	○			H30.10.18	生活環境部 暮らしの安心局暮らしの安心推進課
20	鳥取県性暴力被害者支援協議会			○	H30.10.24	生活環境部 暮らしの安心局暮らしの安心推進課
21	鳥取県住宅供給公社	○		○	H30.10.23	生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課
22	(公財)中海水鳥国際交流基金財団	○			H30.10.11	生活環境部 暮らしの安心局水環境保全課
23	(株)グッドスマイルカンパニー			○	H30.10.22	商工労働部 立地戦略課
24	(公財)鳥取県産業振興機構	○	○	○	H30.10.19	商工労働部 産業振興課
25	(地独)鳥取県産業技術センター	○		○	H30.10.26	商工労働部 産業振興課
26	(株)TransChromosomics			○	H30.10.3	商工労働部 産業振興課
27	鳥取県信用保証協会	○		○	H30.10.19	商工労働部 企業支援課
28	倉吉商工会議所			○	H30.10.22	商工労働部 企業支援課
29	鳥取県商工会連合会			○	H30.10.29	商工労働部 企業支援課
30	(株)コクヨMVP			○	H30.10.24	商工労働部 企業支援課
31	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	○		○	H30.10.23	農林水産部 経営支援課
32	(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	○		○	H30.10.18	農林水産部 農業振興戦略監生産振興課
33	(公財)鳥取県造林公社	○		○	H30.10.19	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
34	鳥取県漁業協同組合			○	H30.10.30	農林水産部 水産振興局水産課
35	境港水産物市場管理(株)		○		H30.10.11	農林水産部 水産振興局境水産事務所、 県土整備部 空港港湾課
36	鳥取県中部森林組合			○	H30.11.12	中部総合事務所 農林局
37	(公財)鳥取県教育文化財団	○	○		H30.10.25	教育委員会 教育総務課、社会教育課
38	鳥取県高等学校文化連盟			○	H30.10.30	教育委員会 高等学校課
39	鳥取県高等学校体育連盟			○	H30.11.6	教育委員会 体育保健課
40	(公財)鳥取県暴力追放センター	○			H30.10.24	警察本部 組織犯罪対策課

注 (公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人を、(一財)は一般財団法人を、(株)は株式会社を、(学)は学校法人を、(社福)は社会福祉法人を、(医)は医療法人を、(独)は独立行政法人を、(地独)は地方独立行政法人を表している。